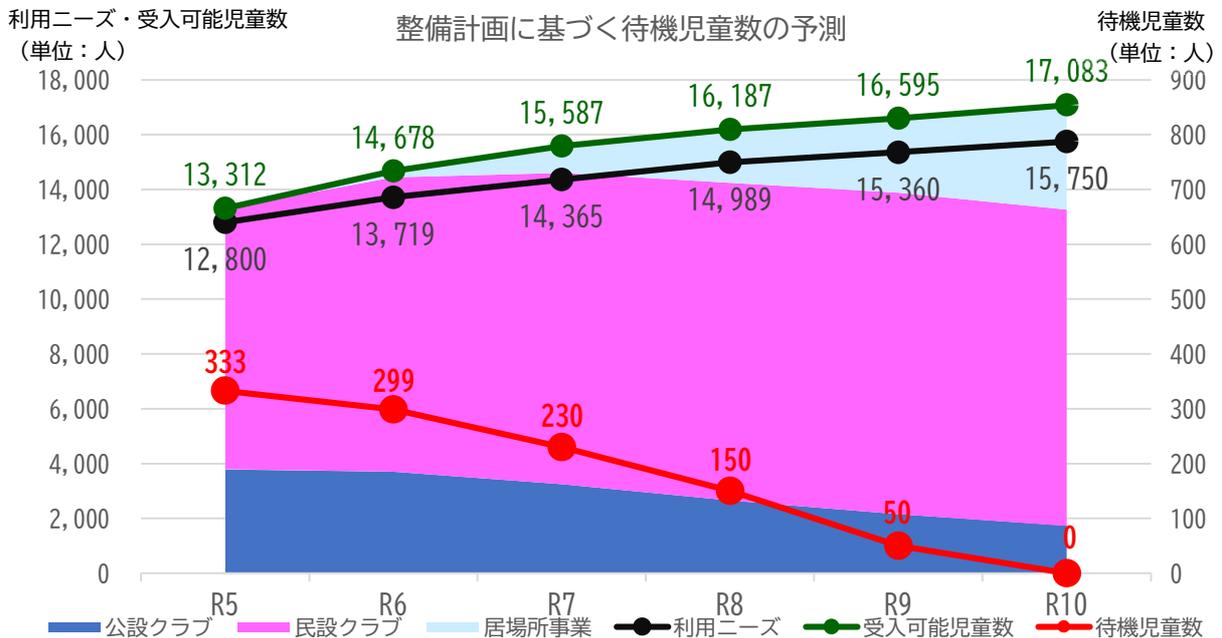


【別添資料】令和10年度までの整備計画

1 待機児童解消のための整備計画

待機児童の解消に必要な受入可能児童数（※）を確保するため、前述した整備方針に従って、次のとおり放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブを計画的に整備する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用ニーズ	12,800	13,719	14,365	14,989	15,360	15,750
受入可能児童数	13,312	14,678	15,587	16,187	16,595	17,083
居場所事業	0	238	982	1,941	2,715	3,816
（施設数）	(0)	(4)	(13)	(25)	(36)	(48)
民設クラブ	9,519	10,739	11,356	11,596	11,730	11,535
（施設数）	(234)	(252)	(268)	(274)	(278)	(274)
公設クラブ	3,793	3,701	3,249	2,650	2,150	1,732
（施設数）	(74)	(70)	(62)	(52)	(42)	(36)
待機児童数	333	299	230	150	50	0



※受入可能児童数＝公設放課後児童クラブの定員＋民設放課後児童クラブの定員＋放課後子ども居場所事業の利用区分2の想定登録児童数

放課後子ども居場所事業は定員を設けていないため、保護者の就労等の要件が必要な利用区分2（放課後から19時まで）の想定登録児童数分の受け皿の整備が必要として定義している。

※学区によっては定員の弾力化や利用ニーズが受入可能児童数を下回っていることで、受入に余裕があるクラブがあるため、利用ニーズと受入可能児童数の差し引きと待機児童数は一致しない。

2 事業ごとの整備計画

(1) 放課後子ども居場所事業

導入時期	学校名	校数
R6. 4. 1	栄小、鈴谷小、岸町小、新和小	4校
R7. 4. 1	七里小、与野本町小、針ヶ谷小、常盤小、大谷場東小、中尾小、道祖土小、尾間木小、上里小	9校
R8. 4. 1	植竹小、芝川小、大砂土東小、大和田小、神田小、大久保小、上木崎小、本太小、文蔵小、三室小、大門小、西原小	12校
R9. 4. 1	馬宮東小、春野小、大戸小、中島小、辻南小、美園小、東岩槻小	7校

(2) 民設放課後児童クラブ

開設時期	学区名	箇所数
R6. 4. 2～ R7. 4. 1	指扇小、大砂土小、大宮南小、春岡小、大谷小、西浦和小、仲町小、北浦和小、大東小、仲本小、沼影小、浦和大里小、向小、大牧小、美園北小	15箇所
R7. 4. 2～ R8. 4. 1	指扇小、指扇北小、宮原小、大宮東小、海老沼小、島小、与野西北小、西浦和小、木崎小、浦和別所小、美園北小	11箇所
R8. 4. 2～ R9. 4. 1	最新の利用ニーズ等を踏まえて検討を進め、令和8年度上半期を目途に整備学区を決定し、内容を更新する。	8箇所

※事業ごとの整備計画については、最新の利用ニーズの推計等に基づく整備計画の見直し後に、内容を適宜更新する。

※「1 待機児童解消のための整備計画」の図表は、令和6年度に策定した第3期さいたま市子ども・青少年のびのび希望プランで記載した放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策に基づく推計数値のため、最新の利用ニーズ等に基づき毎年更新する上記整備計画とは数値が異なる場合がある。